

II 病害虫防除指針の使用上の注意

1. この防除指針は、病害虫・雑草の防除を効果的、経済的でさらに安全性の高いものとするため、都内で栽培されている主要な農産物の主な病害虫と雑草について防除方法を示したものです。地域や作型、気候などにより発生状況が異なるので、それぞれの条件等を考慮して防除指導に活用してください。いくつかの野菜では、主な病害虫の東京における平均的な発生病害を示しましたので、参考としてください。
なお、本防除指針の使用にあたっては、最初に「農作物病害虫・雑草防除の基本方針」及び「農薬の安全適正使用」をお読みください。
2. 防除効果を高め、農薬の安全使用を進めるには、農薬だけに頼らず、できるだけ耕種的防除等を組み合わせた I P M(総合的病害虫・雑草管理)を行うことが重要です。
3. 本指針に掲載する農薬は、効果と安全性に留意して選定しました。毒物に相当する農薬、水質汚濁性農薬、吸入毒性の高い農薬、臭気の強い農薬については記載しておりません。その他の登録農薬であっても、本指針に記載していないものもあります。
4. 農薬名は、使用しやすいように商品名で示しました。
5. 農薬による防除では、次の点に十分留意してください。
 - (1) 農薬取締法上、登録のある農薬のみを使用する。農薬類似の物質等、登録のないものは絶対に使用しない。
 - (2) 農薬の使用方法をよく確認し、適用作物や適用病害虫の範囲を守るとともに、必ず本防除指針の参考事項欄等を参照して、作物への薬害の注意、ミツバチ・蚕・魚毒への注意、吸入毒性への注意等に十分留意する。なお、本書掲載の農薬は原則として桑畑の近くでは使用しないこと。使用する際には、必ず蚕に対する影響を確認すること。
 - (3) 1作物について複数の使用時期がある農薬は、各使用時期における使用回数と、その剤のその作物における使用回数を農薬のラベルや最新の情報により、十分確認すること。また、農薬名が異なっても有効成分が同じ場合があるため、有効成分ごとの総使用回数を必ず確認すること。
 - (4) 農薬の散布時期については、作物の品種や栽培条件に配慮し、発生予察情報等を活用して適期防除に努めること。
 - (5) 広域的な一斉防除は効果が高いので、防除作業はできるだけ共同して組織的に行うよう努めること。
 - (6) 農薬危害防止のため、注意事項を遵守し、農薬安全使用の徹底と危害被害の防止に努めること。